

## 富士見市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定趣旨

地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が削除されたが、今後も、基本構想に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図り、市民とともにまちづくりを進めていく姿勢を明確にするため、市民の知恵と力を生かした豊かな自治を目指す富士見市自治基本条例に基本構想の策定根拠を位置付けるもの。

### 2 改正内容

富士見市自治基本条例第18条に基本構想を策定する旨を明記する。

### 3 施行期日

公布の日から施行

富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号） 新旧対照表

新	旧
<p>(総合的かつ計画的な市政運営)</p> <p>第18条 市は、総合的かつ計画的な<u>市政運営を図るための基本構想を策定し、これに基づき市政運営を行わなければならない。</u></p>	<p>(計画的な総合行政)</p> <p>第18条 市は、<u>市政運営の指針である基本構想に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければならない。</u></p>